

審 第 4 6 8 1 号
答 申 第 3 2 5 号
令和6年3月12日

千葉県教育委員会教育長 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年11月26日付け〇〇第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第298号

令和3年7月4日付けで審査請求人から提起された、令和3年5月27日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和3年5月27日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、未成年者である審査請求人の子の法定代理人として、令和3年5月17日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定により「〇〇の事案について校長が当該職員からの聴取した事の記録 県立〇〇学校」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「開示請求に係る行政文書を保有していない（請求に係る行政文書を作成していない。）」ことを理由に、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和3年7月4日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年11月26日付け〇〇第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 本件審査請求の趣旨
本件決定を取り消すとの裁決を求める。
 - イ 本件審査請求の理由
不開示理由を条例第21条第2項の規定により、開示しないことを決定したとしているが、不開示となった事案関係全ての部分は開示されるべきである。その理由は、事案発生 of 被害者（〇〇）に対して、発生したことを知ることであり、十数回にわたる協議中の質問（疑問）に対する回答も含まれるため、行政文書のみではない。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 弁明書に記載されている「本件対象文書（記録）の内容について」において「口頭での伝達であり行政文書としては～」とあるが、「口頭の伝達」の部分で、「誰が」「誰に」の詳細な記述が抜け、「口頭」に誤りがあり、記録はされており、また、請求書においては、行政文書に限ることも記述していない。

よって、次の「処分の理由について」も説明にはならないし、「弁明の理由について」も理由にならない。

イ 「自己情報開示請求書」における「開示請求をする自己の個人情報の内容」欄が狭いため、要約して書いたが、正確に解釈されず、部分的に切り取られたことだけを弁明されているので、当然、納得できる内容ではない。事実、〇〇。それを鑑みても、真摯な説明をするべきと考える。

以下の疑問点について詳細な説明をお願いします。

〇〇。

〇〇「重大事態」は、「いじめ対策推進法」において、厳格に説明されるべきである。

別件になるが、〇〇。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 処分の内容について

ア 審査請求に係る処分について

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

イ 対象文書（記録）の特定及び内容について

(ア) 対象文書（記録）の特定について

本件開示請求を受け、対象となる文書（記録）の特定を行うため、令和3年5月21日に開示請求者から直接聞き取り調査を行い、「事案」の内容及び「当該職員」が誰であるかが判明した。判明した内容に基づき調査した結果、対象文書（記録）を特定することはできず、本件決定を行った。

(イ) 対象文書（記録）の内容について

対象文書（記録）については、口頭での伝達であり行政文書としては作成していないため存在しない。

(2) 処分の理由について

対象文書（記録）は、不存在であることから不開示としたものである。

(3) 弁明の理由について

前記(2)のとおり、対象文書（記録）は存在していない。したがって、

審査請求人の主張には理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定の取消しを求めており、これは、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、前記3(2)のとおり、本件開示請求に係る記録を実施機関において保有している旨を主張するので、以下、検討する。

イ 実施機関は、前記4(1)イ(イ)のとおり、「対象文書(記録)については、口頭での伝達であり行政文書としては作成していないため存在しない。」と主張する。

ウ 実施機関に確認したところ、本件開示請求の内容にある「当該職員」とは、5名の職員であることを審査請求人に確認したとのことである。

審議会が事務局職員を通じて実施機関をして当時の関係者に確認させたところ、「〇〇の事案」について、聴取を行ったのは5名の職員中3名であり、2名の職員については聴取自体を行っていないとのことであった。また、聴取を行った3名については、千葉県立〇〇学校の〇〇年度当時の教頭が、〇〇の立場であった教諭を通じて聴取を行い、校長に報告を行っていたが、口頭での伝達で迅速に対応することに努めていたため、記録は作成していなかったとのことである。

実施機関の説明を踏まえると、審議会としては、実施機関が、本件開示請求に係る個人情報を保有していないと説明していることについて、特段に不自然、不合理な点は認められない。

エ 審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

オ 以上のことを踏まえると、審議会としては、実施機関が、本件開示請求の対象となる個人情報を保有していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、開示請求の対象は行政文書に記録された自己の個人情報であり、行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画

及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうこと、及び、審議会は諮問実施機関から諮問を受け、実施機関が行った開示不開示の判断の妥当性について審議するものであり、本件開示請求の原因となった事案等に係る事実関係の審議については判断するものではないことから、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月26日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和3年12月 1日	反論書の写しの受理
令和5年11月21日	審議（令和5年度第7回第1部会）
令和5年12月22日	審議（令和5年度第8回第1部会）
令和6年 1月23日	審議（令和5年度第9回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会